

## 出店時の注意事項

### ・臨時営業の許可

取扱うことができるメニューは簡易な調理のものです。

取扱うことができるメニューかどうかは、個別にお問い合わせください。

中区がイベント会場なら中保健所で臨時営業許可を取得する必要があります。

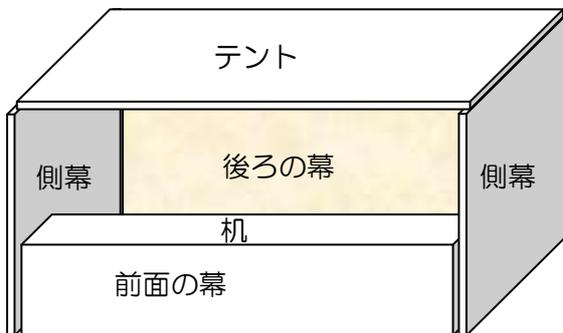
有効期限は最大2週間程度までで、途中で施設を撤去した時点で許可は無効になります。

※申請手数料：飲食店営業 8,000 円、菓子製造業 7,000 円、喫茶店営業 4,800 円

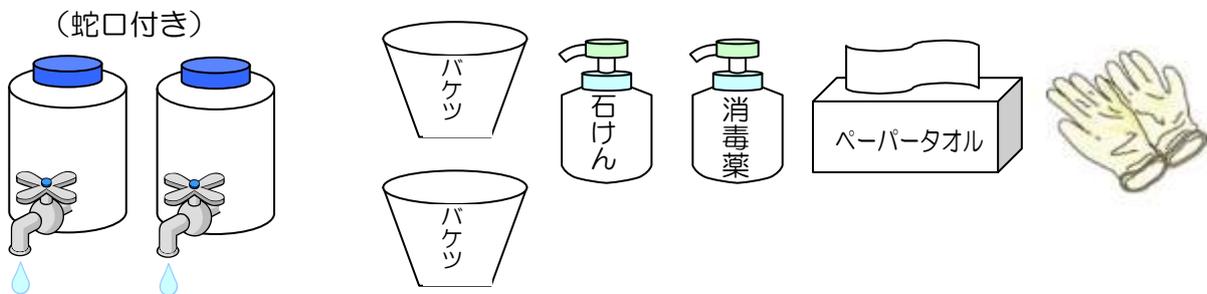
- 【食材について】
- ・現地での下処理を行わないこと。下処理は許可施設等の衛生的な施設で行うこと。
  - ・野菜等、生の食材を提供しないこと。（×：千切りキャベツのつけあわせなど）

### 【必要な設備について】

- ・テント、側幕、後ろの幕、前面の幕、机（カウンター区画になるように置くこと）

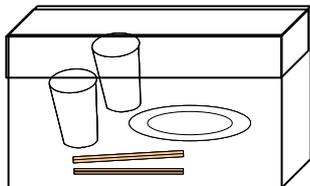


- ・水タンク（18L以上）2個、バケツ2個、石けん、消毒薬、ペーパータオル、使い捨て手袋



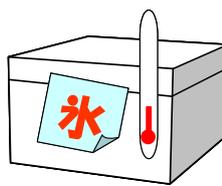
- ・器具容器保管設備、使い捨て食器

(プラスチックケース等、蓋のできる構造のもの)



- ・食品保存設備、温度計

(クーラーボックスなど、保存温度を保てるもの)



- ・蓋付ごみ箱



中保健センター保健管理課  
食品衛生・動物愛護担当

TEL 052-265-2257